

指定居宅介護支援事業所リブイン・クローバー 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人芳越会が開設する指定居宅支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護（指定介護予防を含む）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者が、要介護状態または要支援にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援（指定介護予防を含む）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 事業の実施に当たっては、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮しなければならない。
- (2) 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所等から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しなければならない。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち利用者に提供されるよう配慮しなければならない。
- (4) 事業の運営に当たっては、市町村・介護支援センター・他の指定居宅介護支援事業者や介護保険施設等との連携に努めなければならない。

(事業所の名称等)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 居宅介護支援事業所リブイン・クローバー
- (2) 所在地 徳島県阿波市市場町市場字町筋172番地1

(職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）
管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自ら指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員 1～3名（常勤、非常勤）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援（指定介護予防を含む）の業務を行う。

（3）事務員 1名（常勤・非常勤 兼務）

事務員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日

月曜日～土曜日までとする。

（ただし、年末年始を除く。）

（2）営業時間

午前8時30分～午後5時30分までとする。

（3）電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

（居宅介護支援事業所（指定介護予防を含む）の内容）

第6条 指定居宅介護支援事業所（指定介護予防を含む）の内容

（1）居宅サービス計画（包括的自立支援プログラム使用）の作成・実施

（2）居宅サービス計画に当たって、サービス担当者会議の開催等、サービス担当者からの専門的意見の徴収。

（3）居宅サービス計画の実施状況の把握、必要に応じて、居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス（指定介護予防を含む）事業所との連絡調整その他の便宜の提供。

（4）介護保険施設への入院入所の紹介、介護保険施設からの退院退所の居宅サービスの作成等の援助。

（利用料）

第7条 指定居宅介護支援（指定介護予防を含む）を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。

（1）通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援事業所に要した交通費は、その実費を徴収する。

（2）前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記入押印）を受けることとする。

（運営の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、阿波市、吉野川市、美馬市、つるぎ町、藍住町とする。

(事故発生時の対応)

第9条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第10条 事業所は、提供した指定居宅介護支援（指定介護予防を含む）又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、自らが居宅サービス計画（指定介護予防を含む）に位置付けした居宅サービスまたは指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対して必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援（指定介護予防を含む）等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待、身体拘束防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・身体拘束・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束・虐待を防止するための従業者に対する委員会の設置、研修の実施と周知徹底を図る
 - (2) 身体拘束・虐待を防止するための指針を整備
 - (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (4) 身体拘束・虐待防止のための担当者を置く
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント防止に関する事項)

第12条

ハラスメント防止に関する事項については、別に定めるハラスメント防止規定を参照とする。

(感染症の予防およびまん延の防止のための取り組みに関する事項)

第13条

事業所等において感染症が発生し、またはまん延しないよう措置を講じる。

(1) 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催し周

知する

(2) 感染症の予防およびまん延の防止のための指針の整備

(3) 感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練の実施

(常務持続化計画に関する事項)

第14条

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じる。

(1) 業務継続計画の策定、定期的な研修および訓練（シミュレーション）の実施

(2) 定期的な業務継続計画の見直し、必要に応じた変更、従業者への周知

(その他運営に関する重要事項)

第15条

1 居宅介護支援事業所（指定介護予防を含む）は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、業務持続化計画、ハラスメント、虐待防止、身体拘束、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修期間等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

(1) 採用時研修採用後2ヶ月以内

(2) 身体拘束・虐待防止に関する研修年1回以上

(3) ハラスメント・権利擁護に関する研修年1回以上

(4) 認知症ケアに関する研修年1回以上

- (5) 業務持続化計画に関する研修 年1回以上
- (6) 介護予防に関する研修年1回以上

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援（指定介護予防を含む）に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会医療法人芳越会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。